										○	18注○	16注○	○	
										○	18注○	16注○	○	
										○	○	16注○	○	
										○	○	16注○	○	
										○		16注○	17注○	
										○		16注○	○	

帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）」を「符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に、「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局の無線設備の試験又は調整をするための通信を行う無線局をいう。以下同じ。）」を「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に改め、「以下同じ。」を削り、同表注17を次のように改める。

17　設備規則第四十九条の六第二項若しくは第三項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十八第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

別表第一号一⑶アの表注18中「第四十九条の六の三第三項、第四十九条の六の五第三項又は」を削り、同⑶ウ中「第十号」を「第十号の二」に、「符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局」を「符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に、「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局」を「時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局」に改める。

様式第7号注4の表中「

第2条第1項第10号に掲げる無線設備		W

」を「

第2条第1項第10号に掲げる無線設備	VT
第2条第1項第10号の2に掲げる無線設備	W

」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に行われた法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証により表示が付されたこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備（いずれも携帯無線通信の中継を行うものに限る。）については、この省令による改正後の設備規則第四十九条の六に規定する無線局の無線設備の技術基準に適合するものとして当該表示が付されたものとみなす。

3　この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているこの省令による改正前の設備規則第四十九条の六の三から第四十九条の六の五まで及び第四十九条の六の九に規定する無線局の無線設備（いずれも携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備に限る。）の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4　この省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項第十号に掲げる無線設備に係る旧規則様式第七号による表示は、この省令による改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第二条第一項第十号の二に掲げる無線設備に係る新規則様式第七号による表示とみなす。